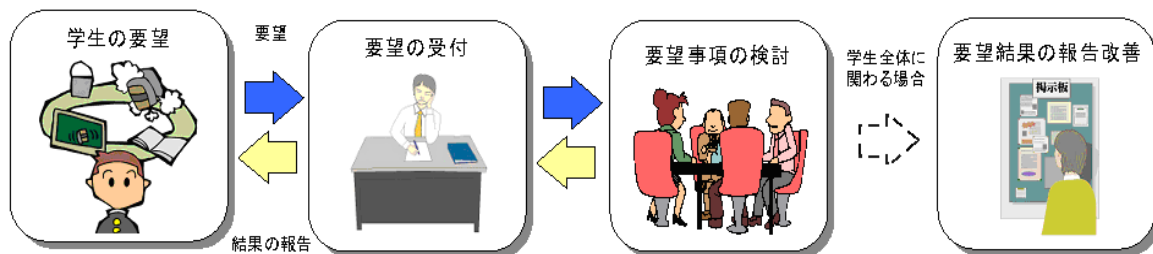


学生の要望に関する手続き

学生の皆さんからの要望は、以下のような手順で改善に努めます



- (1) 受け付ける要望は、本校の施設や設備を含めた教育システムに関わるものです。
- (2) 皆さんの要望を受け付ける窓口は基本的に以下のとおりです。
 - (ア) 授業などに関すること：担任・学科主任，専攻科主任・科目担当者
 - (イ) 施設・設備などに関すること：学生会(学生主事)，専攻科長
 - (ウ) 規則などに関すること：学生会(学生主事)，専攻科長※ そのほか、何かありましたら担任の先生などに相談してみてください。
- (3) 要望を受けた教職員は、それがいつ、どこに伝えられ、その結果どうなったかを要望を出した本人に報告します。
 - (ア) 要望の内容によっては、その結果を全学生に周知することがあります。
 - (イ) 要望の内容によっては、検討や改善に時間がかかることがあります。 その場合には要望者にその旨を伝えることになっています。
 - (ウ) 要望として適切ではない場合には、要望として受け付けないこともあります。ただし、このような場合には要望として受け付けないことを要望者にはっきり説明します。
- (4) 施設・設備や学校のルールなどに関することは、年2回程度、学生会が取りまとめて学生主事に要望を提出してもらいます。専攻科の皆さんは、専攻科主任に相談してください。
- (5) 要望の受付・報告書は、学生課学生係にあります。要望のあるときは、この用紙に記載して関係窓口に提出してください。

平成 17 年 4 月 18 日
学生主事
専攻科長